第千八百八十四号

平成二十年

木 曜

> 山梨県知事 横 内 正

> > 明

#### 日

九月四日

目 次

急傾斜地崩壊危険区域の指定 ( 二件 ) ......五〇七 土地改良区の定款の一部変更の認可......五〇七 家畜伝染病の発生......五〇七 示

土地改良区役員の就任......五一二

#### 告 示

山梨県告示第三百八十九号

次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、

平成二十年九月四日

山梨県知事 横 内

正

明

の種類
種家類畜の
患畜の区分患畜又は疑似
頭 発数 生
発
生
場
所
発
生
年
月
日

病 家

 $\exists$ 

#### 山梨県告示第三百九十号

十年八月二十七日楯無堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、平成二

平成二十年九月四日

Щ

梨 県

公

報

第千八百八十四号 平成二十年九月四日

## 山梨県告示第三百九十一号

縦覧に供する。 山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて 条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号) 第二

平成二十年九月四日

山梨県知事 横 内 正 明

	駒 宮 の 2	壊 危 険 区 域 崩
十 十 十 十 十 九 八 七 六 五 四 三 二 四 三 二 一	_	標柱番号型の標柱を順次結のに掲げる地番の次に掲げる地番の
同同同同同同同同同同同	大月市	に掲げる地番の土地にに掲げる地番の土地に
同同同同同同同同同同同	七保町	財域及び標としている。
同同同同同同同同同同同	駒宮	市 町 村 大 字 字 地 番れた区域 字 中間 村 大 字 と標柱番号一号の標柱をあただ線及び標柱番号十四号と標柱番号一号の標柱をの土地に設置した標柱番号一号から標柱番号十四号ま
同同同同同同同同同同同	大島	
国三三三三三三同三同三同三 有九九九九九九九 九 九 九 地四一〇四三三二 〇 一 四:	国 三有 九地 四	田田
三一六一二一 一 四 三 地 先	三 地 先	番は持ちま

## 山梨県告示第三百九十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号) 第三

山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、

平成二十年九月四日

山梨県知事 横 内 正 明

上の平 壊危険区域 急傾斜地崩 の標柱番号五号の標柱を結んだ線に囲まれた区域 号から標柱番号二十八号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号二十 土地に設置した標柱番号二十一号の標柱を結んだ線、標柱番号二十一 平成七年山梨県告示第九十一号中の標柱番号五号と次に掲げる地番の 標柱番号 八号と同告示中の標柱番号六号の標柱を結んだ線、 十六 十七 十五 十四四 十 三 <del>+</del> <del>+</del> 十八 同同同同同同同 郡 南巨摩郡 市 身延町 同同同同同同同 町 村 上之平 同同同同同同同 大 字 同同同同同同同 字 同標柱と同告示中 <u>√</u> 八〇八 八〇九  $\frac{1}{\sqrt{100}}$ 八〇四 八〇四 地  $\equiv$ - = -番

### 山梨県告示第三百九十三号

部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備第五十七号)第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律

平成二十年九月四日

山梨県知事 横 内 正

明

土砂災害警戒区域

市町村名 区域の名称 現象の種類 土砂災害警戒 上砂災害の発生 土砂災害警戒 上砂災害の発生

				I		I						I	I	I	Ι	ı	I	
下前田	隼	七鍛冶屋	西窪	請地	神 田 2	神田 1	中尾坂	馬場	十 王 堂 2	十 王 堂 1	小田野	小田野山 2	小田野山 1	乙ヶ妻 2	乙ヶ妻 1	2	1 1	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
																		_

┤ (図面省略) |次の図のとおり

急傾斜地の崩壊

山梨市

杣口

山 梨 県 公 報 第千八百八十四号 平成二十年九月四日

中尾	浦山				井 川 の 2	井戸川	小 樽 山			杣 口 の 2 2	杣 口 の 2	杣口	柳平	集 の 3	集 の 2 5	集 の 2 4	集 の 2 3	集 の 2 2	集 の 2 1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急 低彩地の崩壊	急員斗也の前長	急員斗也 つ 前長	急頃斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
	クドレ沢	大林窪沢	沼煙沢	東杉山沢	小田野沢	堀入沢	十王入り四	北井沢	ドン沢	丑見沢			替地	2 窪平 . 🕏	上川窪	上川窪	中尾坂	北井	辻尾
	クドレ沢 1	大林窪沢	沼煙沢	東杉山沢	小田野沢	堀入沢	十王入り沢	北井沢	ドン沢	丑見沢		<b>丰</b>	替地	2 窪平 ・窪平 の	上川窪 2	上川窪 1	中尾坂	北井	辻尾

山梨県公報
第千八百八十四号
平成二十年九月四日

クドレ沢 2

土石流

久保山沢

土石流

五 〇

谷津川の1

土石流

=	
+	
衋	
災	
害	
特別	
一砂災害特別警戒	
戒	

日梨沢

2

土石流

永の前入沢

土石流

玄行洞入り沢

土石流

日梨沢

1

土石流

柳平沢

土石流

沢村沢

土石流

杣口沢

土石流

東沢

土石流

琴 川

土石流

李平入沢

土石流

切沢の1

土石流

切沢川

土石流

切石沢

土石流

真智沢

土石流

井戸川

土石流

谷津川の2

2

土石流

谷津川の2

1

土石流

山 梨 県 公 報 第千八百八十四号 平成二十年九月四日

	札 口 の 3			杣 口 の 2	杣口	柳平	集 の 3	集 の 2 5	集 の 2 4	集 の 2 3	集 の 2 2	集 の 2 1	下前田	隼	七鍛冶屋	西窪	請地	神田 2	神 田 1	中尾坂
	急傾斜地の崩壊	に	急項料也の消喪	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
1 1 1 1																				
-																				
		F	丑	集		*	 2 室 平	上	上	中	北井	辻尾	中尾	浦山	浦山	真智	<u>井</u>	<u>井</u>	业	杣口
		ドン沢	丑見沢			<u>n</u>	・ 窪 平 の	上川窪	上川窪	中尾坂	井		尾	2	1	智	井戸川 の2	井戸川	小樽山	の 4
		土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾余地の崩壊	は真朴的の言葉	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
- - -																				

公 報
第千八百八十四号
平成二十年九月四日

杣口沢	東沢	琴川	李平入沢	切沢の1	切沢川	切石沢	真智沢	井戸川	谷津川の2 2	谷津川の2 1	谷津川の1	クドレ沢 2	クドレ沢 1	大林窪沢	沼煙沢	小田野沢	堀入沢	北井沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流流

#### 公 告

柳平沢

土石流

久保山沢

土石流

沢村沢

土石流

玄行洞入り沢

土石流

日梨沢

2

土石流

日梨沢

1

| 土石流

# 土地改良区役員の就任

堰土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、徳島

平成二十年九月四日

役職名 事 清水 氏 名 全 南アルプス市百々二四四二 住 山梨県知事 所 | 平成二十年七月二十九日 横 就 任 内 年 正 月 日 明

理

印刷所 ㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番

発行者

Щ 梨 県

甲府市丸の内一丁目六番一号